

○警察署協議会に関する事務処理要領の全部改正について

〔平成29年2月8日総乙達第1号〕
警察本部長から部課署長あて

- 対号1 平成13年4月20日付け総甲達第3号「警察署協議会に関する事務処理要領について（通達）」
- 対号2 平成14年4月1日付け広甲達第5号「警察署協議会に関する事務処理要領の一部改正について（通達）」
- 対号3 平成16年10月21日付け総甲達第2号「警察署協議会に関する事務処理要領の一部改正について（通達）」
- 対号4 平成22年3月17日付け総乙達第2号「警察署協議会に関する事務処理要領の一部改正について（通達）」

警察署協議会の事務処理については警察署協議会の公正かつ効果的な運用を図るため、対号に基づき実施してきたところであるが、今般、別添のとおり「警察署協議会に関する事務処理要領」の全部を改正し、平成29年2月8日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、対号は廃止する。

別添

警察署協議会に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は、石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）による警察署協議会委員（以下「委員」という。）の委嘱等に関する石川県警察の事務手続及び警察署長（以下「署長」という。）が警察署協議会（以下「協議会」という。）に対して行う意見等の聴取要領等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 委員の委嘱等に関する事務手続

1 委員候補者の推薦手続

- (1) 委員候補者の選考に当たっては、民意を公正に警察運営に反映させるため、地域、所属組織等に偏りが生じないようにし、また、公安委員会による委嘱の公正性及び協議会の適正な運営を確保するため、原則として自治会、自治体等の推薦によるものとする。
- (2) 署長は、公安委員会が委員を委嘱するための判断に資するため、(1)の推薦に基づき、警察署協議会委員候補者名簿（別記様式第1号）を作成し、石川県警察本部長（以下「本部長」という。）に提出（警務部総務課公安委員会事務担当室（以下「公安委員会事務担当室」という。）経由。）するものとする。この場合の提出期限については、委員の任期が満了となる年の2月末日までとする。

なお、委員に欠員が生じた場合には、その都度、公安委員会と協議するものとする。

2 委嘱状の交付

委員の委嘱は、公安委員会が委嘱状（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

3 解嘱

署長は、委員が石川県警察の警察署協議会条例（平成13年石川県条例第19号）第3条第4項に規定する解嘱事由に該当すると認める場合には、速やかに当該事由を明らかにして公安委員会に解嘱の上申を行うものとする。

第3 署長が協議会に対して行う意見等の聴取要領

1 年間業務重点案及び業務結果等の説明と意見等の聴取

署長は、管内の治安情勢等を踏まえ、年間業務重点案を作成するとともに、その重点に基づく業務結果等を年1回以上協議会に説明し、その後の業務推進に当たって参考とすべき事項について意見等を聴取するものとする。

2 特異事案に関する意見等の聴取

署長は、必要に応じて、管内で特に問題と認められる事項についての意見等を聴取するものとする。

第4 意見等に対する措置

1 意見等への配意

署長は、協議会の意見等を真摯に受け止め、業務運営に反映させるように努めるものとする。

2 結果の報告

署長は、協議会の開催結果について、当該協議会終了後、速やかに警察署で作成する議事録の写し及び警察署協議会開催状況（別記様式第3号）により、本部長に報告（公安委員会事務担当室経由）するものとする。

3 議事概要の公開

公安委員会事務担当室は、各警察署協議会の議事概要について、県警ウェブサイトに掲載する方法により公開するものとする。

附 則

この要領は、平成29年2月8日から施行する。

別記様式第1号（第2関係）

年 月 日

石川県警察本部長 殿

警 察 署 長

警察署協議会委員候補者名簿

候補者	住 所			
	職 業			
	ふりがな 氏 名			
	生年月日	年 月 日生(歳)	性別	男・女
所属団体等名 及び役職				
経 歴				
所属団体等の 推薦理由				
署長意見				
参考事項				

石公委第 号

委 嘱 状

殿

あなたを石川県 警察署協議会委員に委嘱します。

委嘱期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。

年 月 日

石 川 県 公 安 委 員 会

警察署協議会開催状況

■ 警察署協議会（ 年度 第 回）

開催年月日	年 月 日（ ）
委員出席数 （定数）	人 （人）
主な議題	
主な意見・ 要望等の 状況	
措置（説明） 状況	
備考	